



# 佐賀県公報

平成19年  
7月6日  
(金曜日)  
号 外

## 目次

◎印は、県例規集に登載するもの

◎政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	(三一・総務法制課)	三
◎佐賀県情報公開条例及び佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(三二・ "	四
◎佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(三三・職員課)	六
◎佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(三四・ "	七
◎佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	(三五・ "	九
◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例	(三六・財務課)	九
◎市町合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例	(三七・市町村課)	三
◎財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	(三八・用度管財課)	七
◎佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	(三九・公安委員会)	八
◎佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例	(四〇・監査委員)	八
◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及び、き地手当支給条例の一部を改正する条例	(四一・教育員委員会)	九
◎佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例	(四二・ "	九
◎佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例	(四三・医務課)	三〇
◎佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例	(四四・国民健康保険課)	三
◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の		

症状等の報告に関する条例

(四五・健康増進課) 三

◎佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例及び佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例(四六・新産業課) 三

### 公布された条例のあらまし

◎政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(以下「資産公開法」という。)が改正されることに伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条関係)

2 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、資産公開法が改正されることに伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条関係)

3 この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。ただし、2は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

◎佐賀県情報公開条例及び佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

1 郵政民営化法が制定され、日本郵政公社が解散することとされたことに伴い、次に掲げる佐賀県条例について所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県情報公開条例  
(2) 佐賀県個人情報保護条例  
2 この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

◎佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三三号)

1 識見を有する者のうちから選任する非常勤の監査委員の報酬の額は、月額二二八、〇〇〇円とすることとした。(別表第二関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

1 失業者の退職手当の受給資格要件を、原則として勤続期間一二月以上とすることとした。(第十条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。ただし、2及び4の一部は、平成二二年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(条例第三五号)

1 佐賀空港管理事務所の名称の変更に伴い、所要の改正を行うこととした。(第二一条の三関係)

2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給条例第三一条の三の規定は、平成一九年四月一日から適用することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

1 介護保険法の改正に伴い、次に掲げる事務の手数料を定めること等とした。

(別表第一関係)

- (1) 指定居宅サービス事業者の指定及び指定の更新
  - (2) 指定居宅介護支援事業者の指定及び指定の更新
  - (3) 指定介護老人福祉施設の指定及び指定の更新
  - (4) 介護老人保健施設開設の許可の更新
  - (5) 指定介護療養型医療施設の指定及び指定の更新
  - (6) 指定介護予防サービス事業者の指定及び指定の更新
- 2 佐賀大学医学部佐賀県推薦入試第一次選考受験申込みに係る手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)
- 3 租税特別措置法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(別表第一

関係)

4 この条例は、公布の日から施行することとした。

○市町合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例(条例第三七号)

1 地方自治法の規定に基づき、平成一九年一〇月一日に佐賀市に係る合併が行われること等に伴い、関係する次の佐賀県条例について、所要の改正を行うこととした。

- (1) 佐賀県保健福祉事務所設置条例(第一条関係)
- (2) 佐賀県農業試験研究センター設置条例(第二条関係)
- (3) 佐賀県地域農業改良普及センター条例(第三条関係)
- (4) 佐賀県農業大学校条例(第四条関係)
- (5) 佐賀県農業技術防除センター設置条例(第五条関係)
- (6) 家畜保健衛生所設置条例(第六条関係)
- (7) 佐賀県佐賀空港条例(第七条関係)
- (8) 佐賀県事務処理の特例に関する条例(第八条関係)
- (9) 県税事務所設置条例(第九条関係)
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(第一〇条関係)

関係)

2 この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。ただし、1の(8)の一部は、公布の日から施行することとした。

○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

1 普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合及び行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について、普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの規定を準用することとした。(第四条及び第四条の二関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

1 刑事部の所掌事務を改めることとした。(第五条関係)

2 地方自治法の規定に基づき、平成一九年一〇月一日に佐賀市に係る合併が行われることに伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

○佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

1 識見を有する者のうちから選任する監査委員で常勤とするものは、知事が指定することとした。(第二条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(条例第四一号)

1 吉野ヶ里町立小川内小学校が廃校となったことに伴い、へき地学校の指定を見直すこととした。(別表第一関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例(条例第四二号)

1 県重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者等に対する罰則を強化することとした。(第四六条、第四八条関係)

2 この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例(条例第四三号)

1 医師修学資金等の貸与を受けた者の返還猶予等の要件である臨床研修を、県内の管理型臨床研修病院が行う臨床研修に限定することとした。(第九条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例(条例第四四号)

1 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関

する政令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第三条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例(条例第四五号)

1 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第三八条の二第三項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者(以下「任意入院者」という。)の症状等の報告に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 法第三八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者は、任意入院者の症状等について、知事に報告しなければならないこととした。(第二条及び第三条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例及び佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例(条例第四六号)

1 特別会計に関する法律施行令が施行されたこと等に伴い、次に掲げる佐賀県条例について、所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例

(2) 佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 条 例

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十一号

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例(平成七年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定(第四号に係る部分を除く。)は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

参考資料

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(資産等報告書等の作成) 第二条 知事は、その任期開始の日(再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日)とし、公職選挙法(昭和二十五年	(資産等報告書等の作成) 第二条 知事は、その任期開始の日(再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日)とし、公職選挙法(昭和二十五年

<p>法律第百号)第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額</p> <p>五 有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数) 六 九 略</p>	<p>法律第百号)第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 預金(当座預金及び普通預金を除く。)貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。) 預金、貯金及び郵便貯金の額</p> <p>五 金銭信託 金銭信託の元本の額</p> <p>六 有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数) 七 十 略</p>
--	---

佐賀県情報公開条例及び佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十二号

佐賀県情報公開条例及び佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(佐賀県情報公開条例の一部改正)

第一条 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号二中「及び日本郵政公社」を削る。

(佐賀県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号二中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県情報公開条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第六条 実施機関は、前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別する</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第六条 実施機関は、前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別する</p>

ことはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イハハ 略

- 二 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人、土地開発公社等(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社(昭和四十年法律第二百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)、第二十四条第一項に規定する法人等及び第二十五条第一項に規定する公の施設の管理を行う法人等の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報である

ことはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イハハ 略

- 二 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人、土地開発公社等(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)、第二十四条第一項に規定する法人等及び第二十五条第一項に規定する公の施設の管理を行う法人等の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報

<p>ときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>ホ 略</p> <p>三十九 略</p>	<p>であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>ホ 略</p> <p>三十九 略</p>
---	--

第二条(佐賀県個人情報保護条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(開示義務)</p> <p>第十四条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 開示請求者(前条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第十八条第一項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示する</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第十四条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 開示請求者(前条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第十八条第一項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示する</p>

<p>ことにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イハ 略</p> <p>二 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社等、第十二条第四項に規定する公の施設の管理を行う法人等及び第四十一条第一項に規定する法人等の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>ホ 略</p> <p>三十九 略</p>	<p>ことにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イハ 略</p> <p>二 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社等、第十二条第四項に規定する公の施設の管理を行う法人等及び第四十一条第一項に規定する法人等の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>ホ 略</p> <p>三十九 略</p>
---	---

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十三号

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の監査委員の項を次のように改める。

監査委員	県議会議員の中から 選任された委員	月額 一三一、〇〇〇
	識見を有する者の中 から選任された委員	月額 二二八、〇〇〇

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表第二(第四条関係) 非常勤の職員の報酬表		別表第二(第四条関係) 非常勤の職員の報酬表	
職名	報酬の額(円)	職名	報酬の額(円)
略	略	略	略
監査委員	県議会議員の 中から選任さ れた委員	監査委員	県議会議員の 中から選任さ れた委員
識見を有する 者の中から選 任された委員	月額 二二八、〇〇〇	略	月額 一三一、〇〇〇

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十四号

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に知事が定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、六月以上)」に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に知事が定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第三項中「六月以上」を「十二月以上(特定退職者にあつては、六月以上)」に改め、同条第十七項中「又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第十条第十七項の改正規定及び附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十条第一項及び第三項の規定は、平成十九年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 新条例第十条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号) 附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

参考資料

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

改正前

第十条 (失業者の退職手当)  
勤続期間十二月上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に知事が定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、六月以上)で退職した職員(第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。)であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項の適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他別に知事が定める理由により引き続き三十日以上

第十条 (失業者の退職手当)  
勤続期間六月以上で退職した職員(第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。)であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして別に知事が定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項の適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他別に知事が定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができな者が、別に知事が定めるところにより知事  
にその旨を申し出た場合には、当該理由に

職業に就くことができない者が、別に知事が定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数(二未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

より職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。第三項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数(二未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

3 勤続期間十二月上(特定退職者にあつては、六月以上)で退職した職員(第六項又は第八項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けるときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第一項第二号の規定

3 勤続期間六月以上で退職した職員(第六項又は第八項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けるときは、その失業の日につき第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第一項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法